

大阪府支援教育研究会規約

第 1 条 (名 称)

本会は大阪府支援教育研究会と称す。

第 2 条 (目 的)

本会は支援教育の振興を図るを以て目的とする。

第 3 条 (事 業)

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 研究会・協議会・講演会等の開催。
2. 大阪府教育委員会および関係団体との連携。
3. 各部の活動
A 研究部 B 行事部 C 研修部 D 広報部
4. その他

第 4 条 (会 員)

本会は大阪府内で支援学校・支援学級を設置する学校及び各種教育機関の教職員、その他、本会の趣旨に賛同するものを以て組織する。

第 5 条 (役 員)

1. 本会には次の役員を置く。
会長 1 名 副会長 2 名 書記 4 名 + 若干名 会計 1 名 会計監査 2 名
支部長若干名 幹事若干名
2. 役員の仕事は次の通りとする。
会 長 会を代表して会を総括し、随時役員会を開き、会の運営を図るとともに総会を召集する。
副 会 長 会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代表する。
書 記 会の事務を処理する。
会 計 会の会計事務にあたる。
支 部 長 地区を代表し、会の運営にあたる。
幹 事 支部長を補佐し、会の運営にあたる。
会計監査 会の会計を監査し、総会に報告する。

第 6 条 (役員を選出)

役員を選出は次の通りにし、任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。正副会長及び書記・会計・会計監査は役員会で会員の中より推薦し、総会の承認を得て決定する。支部長・幹事は地区毎に選出する。

第 7 条 (会 の 運 営)

1. 本会は運営のために事務局を置く。
2. 本会は運営のために次の会議を行う。
総 会 定例総会は毎年 1 回行い、決算の承認、規約の改正、予算並びに事業計画、その他重要事項の審議を行う。臨時総会は必要に応じて随時開くことができる。
役員会 必要に応じて会長が召集し、総会の議案・会の運営・その他重要事項を審議する。

第 8 条 (顧 問)

本会に顧問を置く。顧問は歴代の会長、副会長とする。

第 9 条 (会 計)

1. 本会の経費は加盟校・諸団体並びに個人の負担する会費、その他を以て当てる。
会費は年額 1,700 円とする。個人加入の場合は年額 170 円とする。
2. 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 10 条 (付 則)

1. 本会に次の支部を置く。
泉南・泉北(堺市を除く)・堺・南河内・中河内・北河内・三島・豊能
2. この会則は平成 14 年 4 月 1 日より一部改正。
この会則は平成 19 年 5 月 10 日より一部改正。
この会則は平成 20 年 5 月 15 日より一部改正。
この会則は平成 21 年 5 月 14 日より一部改正。
この会則は平成 22 年 5 月 13 日より一部改正。
この会則は平成 23 年 5 月 12 日より一部改正。